

ただし特別の事情がある場合には、講師又は助教に担当させることがある。

第44条 本大学院の各研究科に研究科委員会を置き、当該研究科所属の教授、准教授、特別任用教授及び講師をもってこれを組織する。

2 研究科委員会に委員長を置き、別に定めるところに従って当該研究科所属の教授から選出する。

第45条 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- 一 研究及び授業に関する事項
- 二 入学試験、学位論文及び特定の課題についての研究の成果の審査並びに最終試験に関する事項
- 三 教育課程及び試験に関する事項
- 四 学生の入学、休学、退学、転学、留学及び修了に関する事項
- 五 学生の指導及び賞罰に関する事項
- 六 その他研究科に関する重要事項

第46条 各研究科に関連する共通事項を審議するために大学院委員会を置き、別に定めるところに従ってこれを組織する。

2 大学院委員会は、学長が招集してその議長となる。

第47条 大学院委員会は、次の事項を審議する。

- 一 研究及び授業に関する事項
- 二 学位（博士）の授与に関する事項
- 三 大学院の学則及び諸規程の変更にに関する事項
- 四 その他大学院に関する重要事項

第48条 大学院に関する事務は、本大学事務組織が担当する。

第9章 研究指導施設

第49条 本大学院に、研究室、演習室及び実験、実習室を置く。本大学の学部及びその他の施設は必要に応じ、大学院学生の研究及び指導に充てる。

2 本大学院人文科学研究科に心理相談室を置く。

第10章 科目等履修生、委託生、研究生、協定留学生、交流学生、外国人学生

第50条 本大学院の授業科目の1科目又は数科目の履修を願い出た者に対しては、選考の上科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の期間は、半年又は1年とする。

第51条 本大学院は、官公庁、外国政府、その他の機関又は団体の委託に基づき入学を希望する者に対して、選考の上委託生としてこれを許可することがある。

2 委託生の在学期間は、半年又は1年とする。

第52条 第22条に定める各号のいずれかに該当する者が、本大学院研究科の教員指導の下に特定の研究を願い出たときは、選考の上研究生として入学を許可することがある。

2 研究生の在学期間は、半年又は1年とする。

第53条 協定留学生とは、第21条又は第22条に定める入学検定によらないで、本大学と外国の大学との交流協定に基づき入学を許可された者をいう。

2 協定留学生の期間は、原則として1年とする。

第 54 条 交流学生とは、本大学と他大学との交流協定に基づき本大学院研究科の特定の授業科目を履修することを許可された者をいう。

第 55 条 科目等履修生、委託生、研究生、協定留学生及び交流学生は、第 7 条に定める入学定員及び収容定員に算入しない。

第 56 条 科目等履修生及び交流学生は、その履修した科目について受験することができる。これについて研究科委員会の議を経ることを要しない。

2 前項により試験に合格した者に対しては、本大学院所定の単位を与える。

また、科目等履修生が成績証明書を請求したときは、これを交付する。

第 57 条 委託生、研究生及び協定留学生が、その履修した授業科目について受験を希望した場合には、研究科委員会の議を経てこれを許可することがある。

2 前項により受験を希望した者が成績証明書を請求したときは、これを交付する。

第 58 条 科目等履修生、委託生、研究生、協定留学生及び交流学生についての細目は、別に定めるところによる。

第 59 条 科目等履修生、委託生、研究生、協定留学生及び交流学生は、正規の学生と同じく一般規則を遵守しなければならない。

第 60 条 本大学院入学資格と同等以上の学力を有し、かつ外国公館の証明ある外国人学生は選考の上入学を許可することがある。

第 11 章 学年、学期及び休業日

第 61 条 本大学院の学年は、4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

2 学年を分けて 2 学期とし、第 1 学期・第 2 学期と称する。

3 前項の学期の期間については、別に定める。

第 62 条 授業を行わない日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律による祝日と休日
- 三 開学記念日 5 月 15 日
- 四 開院記念日 10 月 17 日
- 五 春季休業 2 月上旬から 3 月下旬まで
- 六 夏季休業 8 月上旬から 9 月中旬まで
- 七 冬季休業 12 月下旬から翌年 1 月上旬まで

第 63 条 学長は、必要がある場合には、前条の規定にかかわらず、臨時に授業を行う日又は授業を行わない日を定めることができる。

第 12 章 厚生保健施設その他

第 64 条 学生は、別に定める規定にしたがって次の施設を利用することができる。

- 一 学寮
- 二 集会施設
輔仁会館
- 三 生活相談施設